

水源浄水場施設更新設計施工業務委託
公募型プロポーザル

優先交渉権者選定基準

令和 7 年 9 月

刈谷市水資源部水道課

一 目 次

第1	本書の位置づけ	1
第2	優先交渉権者の選定方法	1
第3	優先交渉権者選定の手順	1
第4	各審査の内容	3
1	応募資格審査	3
(1)	提出書類の確認	3
(2)	参加資格保有の確認	3
2	技術対話	3
3	技術提案書類の審査	3
(1)	提出書類の確認	3
(2)	基礎審査	3
(3)	プレゼンテーション	4
(4)	提案内容の審査	4
(5)	総合評価点の算定	4
4	優先交渉権者の選定	4
5	事業者の選定	4
第5	総合評価点の内容	5
1	配点方針	5
2	技術評価点の算出	5
(1)	評価項目及び配点	5
(2)	得点化方法	5
(3)	最低技術評価点	6
3	価格評価点の算出	8
4	総合評価点の算出	8
第6	プレゼンテーション及びヒアリング	9
1	タイムスケジュール（予定）	9
2	留意事項等	9

第 1 本書の位置づけ

本優先交渉権者選定基準は、刈谷市水資源部水道課（以下「水道課」という）が設計・施工を一括して実施するDB方式により発注する「水源浄水場施設更新設計施工業務委託」（以下、「本業務」という。）を実施する事業者の選定を行うための基準を定めたものであり、募集要項等と一体のものである。

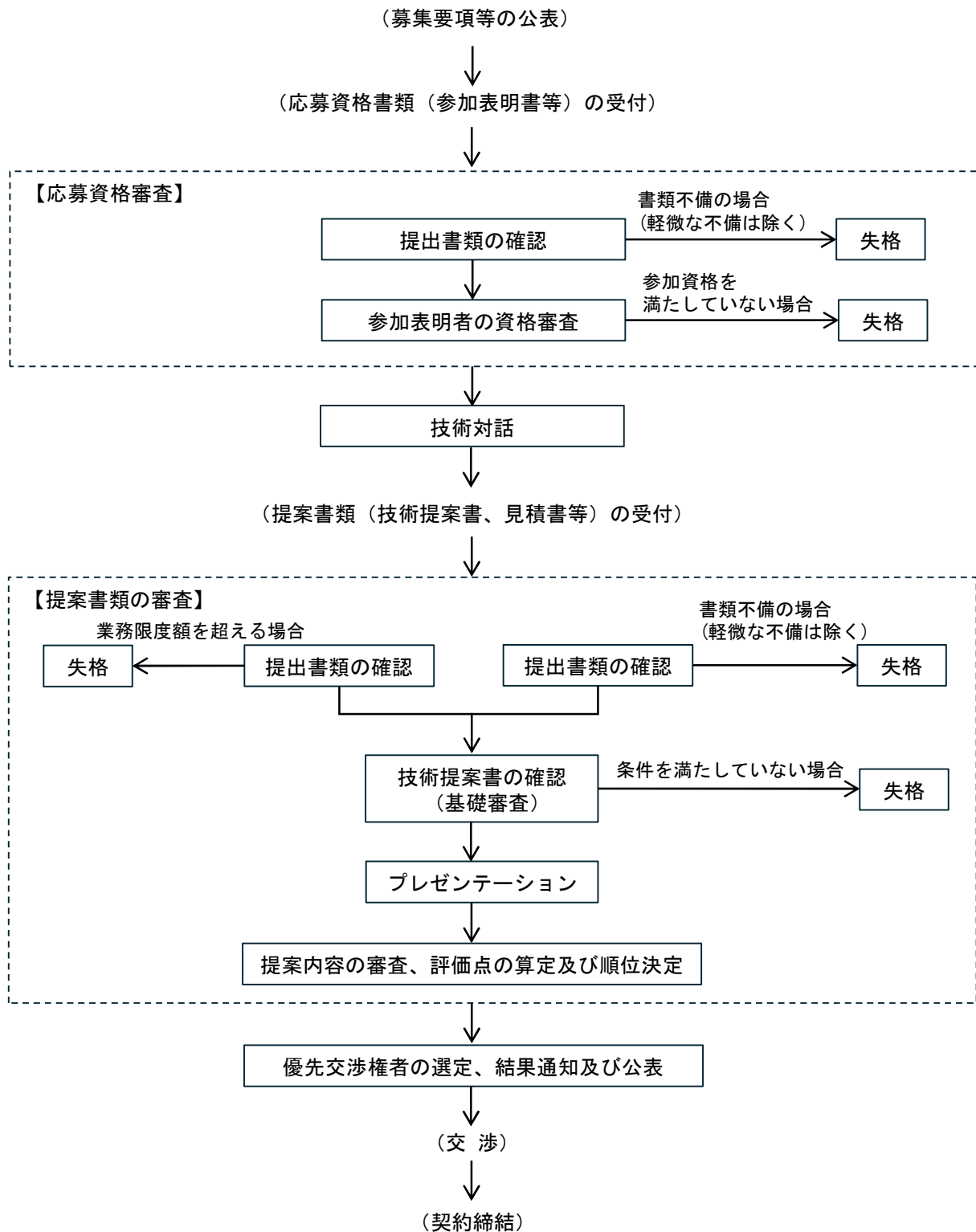
第 2 優先交渉権者の選定方法

本業務では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を実現するため、選定にあたっては、事業者の有するノウハウや創意工夫を総合的に評価することが求められる。そのため、事業者の選定方法は、提案価格と施設整備に関する技術提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式で実施するものとする。

優先交渉権者選定のための審査は、公平性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置する「水源浄水場施設更新事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

第 3 優先交渉権者選定の手順

本業務における優先交渉権者選定の手順は、次のとおりである。



※軽微な不備：誤字、脱字、提案内容に影響のない修正

図1 優先交渉権者選定のフロー

第4 各審査の内容

1 応募資格審査

応募資格審査では、応募者から提出された参加表明書等に基づき、資格要件を満たしているかを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(1) 提出書類の確認

水道課は、応募者から提出された資格確認申請書及びその添付書類について、募集要項等で求めた提出書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備がある場合は失格とする。ただし、軽微なものについてはこの限りではないこととし、追加の提出を求める場合がある。なお、事業者からの申し出による提出書類の修正は認めない。

(2) 参加資格保有の確認

水道課は、応募者が募集要項で規定する本業務を実施するために必要な資格を有していることを確認する。参加資格を確認できない場合は失格とする。

2 技術対話

本業務に対する要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、応募者が水道課のニーズにあった技術提案書（以下、「提案書」という。）を提出することを目的として、水道課と応募者の間で技術対話を実施する。

3 技術提案書の審査

提案書の審査では、提出書類と提案価格を確認した後、基礎審査及び提案内容の審査を行う。基礎審査において、応募者の提案内容が要求水準を満たしていない場合、提案価格の算出根拠が不明瞭な場合及び各提出資料と整合が図られていない場合において、当該応募者は失格とする。

(1) 提案価格の確認

水道課は、応募者が提出する提案価格が、業務限度額以下であることを確認する。業務限度額を超える場合は失格とする。

(2) 基礎審査

水道課は、提案価格が業務限度額以下である応募者を対象として、提案書類について以下

を確認する。これらの条件を満たしていない場合は失格とする。

ア 要求水準達成の確認

提案内容が要求水準書に定められた要求水準を満たしていること。

イ 提案価格の算出根拠の確認

提案価格の算出根拠が明示され、各提出書類と整合が図られていること。

(3) プレゼンテーション

提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、応募者によるプレゼンテーション及び委員会によるヒアリングを行う。

(4) 提案内容の審査

委員会は、提案書に記載された内容を審査し、技術提案を得点化した「技術評価点」と提案価格を得点化した「価格評価点」を算出する。なお、提案内容の審査は応募者によるプレゼンテーションを含めて評価する。

(5) 総合評価点の算定

技術提案内容を得点化した「技術評価点」と提案価格を得点化した「価格評価点」を合計し、「総合評価点」を算出する。

4 優先交渉権者の選定

委員会は、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を、優先交渉権者選定者として選定する。なお、総合評価点が最も高いものが2者以上あるときは、価格評価点が最も高い（提案価格が最も低い）ものを選定する。提案価格が同額の場合は、選定委員会委員による投票を行い、最多得票者を選定する。

また、応募者が1者の場合には、技術評価点及び提案内容の妥当性を評価し、優先交渉権者の選定を行う。

5 事業者の決定

水道課は、委員会の審査結果を基に事業者（優先交渉権者）を決定する。

交渉の結果やその他の理由等により、優先交渉権者と契約を締結することができない事由

が生じた場合は、次点交渉権者（優先交渉権者の次点となる応募者）と契約の締結に向けた協議を行うものとする。なお、次点交渉権者以降の交渉順は、選定結果の上位順に行うものとする。

第5 総合評価点の内容

1 配点方針

技術評価点と価格評価点の配点割合は、7：3とする。

点数は、技術評価点は700点満点（企業要件等を含む）、価格評価点は300点満点とする。

これらを足し合わせた総合評価点は1,000点満点とする。

2 技術評価点の算出

別紙に示す評価項目ごとの配点に対する係数を乗じて算出し、その合計を技術評価点とする。

（1）評価項目及び配点

技術評価点の算出において、技術提案内容の評価項目及び配点は、表2のとおりとする。

（2）得点化方法

表2「技術提案内容の審査項目と配点」に示す評価項目ごとに評価を行い、表1「技術提案内容の審査項目の得点化方法」に示す段階評価による得点化方法により得点を付与する。

1項目でも要求水準事項を満たしていない場合は、失格とする。ただし、評価項目1-1、1-2はこの限りではなく、詳細は別紙1に記載する。

表 1 技術提案内容の審査項目の得点化方法

○定量評価項目及びヒアリングを除く

評価区分	評価基準	得点化方法
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	要求水準書を満たしている	配点×0.50
D	要求水準を満たしているがやや劣る	配点×0.25

○ヒアリング

評価区分	評価基準	得点化方法
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	普通	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	劣る	配点×0.20

技術評価点の算出方法は以下のとおりとする。

- ア 小項目ごとに委員全員の評価点数を平均し、小数点第二位を四捨五入したものを当該小項目の得点とする。
- イ すべての小項目（小項目がないものは中項目）の得点を合計したものを技術評価点とする。
- ウ 表 2「評価項目 1-1」及び「評価項目 1-2」については、定量的に評価する。

（3）最低技術評価点

技術評価点の最低点は、350 点（700 点×0.50）とし、350 点未満は、優先交渉権者（次点以下も含む）として選定しないものとする。また、表 2 の大項目ごとに、配点の 4 割に満たない場合も同様とする。

表 2 技術提案内容の審査項目と配点

評価項目 （大項目／中項目）	評価項目（小項目）	評価の視点 以下に示す評価の視点は主な例であり、 これ以外でも良い提案があれば評価する。	配点		
			大項目	中項目	小項目
1. 技術評価（基礎審査）					
1-1. 企業要件等	応募グループに必要な実績要件	参加要件とした実績要件について評価する。	100	60	12
	設計業務に携わる企業の工事実績	参加要件とした実績要件について評価する。			12
	建設工事（土木工事）に携わる企業の工事実績	参加要件とした実績要件について評価する。			12
	建設工事（機械設備工事）に携わる企業の工事実績	参加要件とした実績要件について評価する。			12
	建設工事（電気工事）に携わる企業の工事実績	参加要件とした実績要件について評価する。			12
1-2. 地域貢献に対する提案	地域貢献	地元企業における参画企業数（構成企業）及び請負金額等について評価する。		40	40
小計			100		
2. 技術評価（技術提案書の審査）					
2-1. 業務全体に関する事項					
1) 事業コンセプトへの対応	安全・安心な水を供給できる浄水場	日常の運転・維持管理が容易であること、原水水質や送配水量の変動に対しても柔軟な対応が可能となっていること、将来的な施設更新を考慮した配置計画となっていることなどの視点から提案を評価する。	100	30	10
	災害に強く、安定的に供給できる浄水場	多系統化など浄水場機能の停止を防ぐためのリスク対策を講じていること、地震や洪水等の想定外の自然災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とする施設整備となっていることなどの視点から提案を評価する。			10
	次世代へつなぐ先進的な浄水場	ライフサイクルコスト（LCC）を考慮し、ポンプ制御方法の最適化、高効率モーターの導入及びICT技術の活用等を通じてエネルギー消費量の削減を図り、エネルギー効率に優れた浄水場を実現する提案を評価する。			10
2) 実施計画に対する提案	業務実施体制	構成企業の配置人員、実績、連絡体制、セルフモニタリング方法といった、長期にわたる事業実施ついでの内容と具体性を評価する。		70	30
	地域経済・社会への貢献	市内企業や県内産品を積極的に活用する等、地域経済・社会への貢献に関する提案を評価する。			20
	事業計画（スケジュール）	設計・施工計画（スケジュール）、工事等進捗の遅れ発生時の対応策等の提案内容と具体性を評価する。			20
2-2. 調査・設計に関する事項					
1) 調査業務に関する提案	事前調査	提案する設計、建設業務に必要な調査業務の実施項目や対象範囲及び方法を評価する。	240	20	20
2) 施設設計（土木、建築、機械）に関する提案	浄水処理計画	浄水処理方法が要求水準を安定して満足できる整備内容（規模・能力、信頼性）となっているか、既存の排水処理施設を含む運用などの提案内容と具体性を評価する。また、水収支に対する考え方を評価する。		130	50
	薬品注入設備計画	原水水質の変動及び消毒副生成物対策等への考え方（薬品の種類、制御範囲、制御方法等）について、提案内容と具体性を評価する。			20
	送水配水計画	該当区域への配水及び、配水池への送水（取水制限、停止）に関する提案内容の具体性及び妥当性並びに優れた提案を評価する。また、自己水停止時における県営水道からの水融通など非常時における提案も評価する。			30
	全体配置計画	施設、設備、配管等の配置と設置高の考え方について、各施設の適切運転や維持管理性などを考慮し、提案内容の具体性（実現性）、合理性、自然災害への備え、及び見学者対応等を評価する。			20
	景観及び外構計画	建築基準等の規制対応を前提とした周辺環境に配慮した外観（景観性）及び場内全体の外構整備の提案内容について評価する。			10
3) 電気設備設計に関する提案	中央監視制御設備	場内、場外施設の運転監視・操作性、システムの信頼性等の維持管理性の向上、工事期間中における既設浄水場の運転に影響を与えない切替方法に関する提案内容の具体性を評価する。		90	30
	受変電・電力設備	設備容量、信頼性及び保守性、省エネルギー性、機器配置に関する提案内容の具体性を評価する。			20
	設備停止リスクの低減	災害対策や設備故障等、設備停止リスクの低減について提案内容と具体性を評価する。			40
2-3. 施工に関する事項					
1) 品質確保に関する提案	品質確保	土木・建築・機械・電気の各工事における品質確保の提案内容と具体性を評価する。	100	60	30
	長寿命化	土木・建築・機械・電気の各工事における長寿命化の提案内容と具体性を評価する。			30
2) 安全性確保に関する提案	事故防止	本工事施工中における想定される事故に対する安全性の確保方法（想定される事故等に対する対応策、安全管理体制、工種間の調整等）について提案内容と具体性を評価する。		30	10
	水処理の安全性（切替時）	浄水場の試運転時における性能確認作業と既存浄水場からの切替えに関する提案内容と具体性を評価する。			20
3) 周辺への配慮に関する提案	周辺住民への配慮	工事期間中における、周辺住民への配慮に関する提案内容と具体性を評価する。		10	10
2-4. 運転維持管理に関する事項					
1) 運転管理に関する提案	運転管理への配慮	浄水量・原水水質の変動に対して容易に運転管理できる提案内容と具体性、施設引渡し前後の教育訓練等の運転管理の安定性確保、設計条件を逸脱した場合の対応に対する提案を評価する。	110	30	30
2) 保守点検・修繕計画に関する提案	維持管理への配慮	市職員による日常及び定期点検・保守点検等、計画的修繕計画、故障等発生時における対応について、提案内容と具体性を評価する。		80	30
	メンテナンスコスト	将来のメンテナンスコスト（動力費、薬品費、修繕費等）について評価する。			50
小計			550		
3. 技術評価（プレゼンテーション及びヒアリング）					
1) ヒアリング	専門技術力	技術提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングを通じて、応募企業及び現場代理人の、本業務に対する取組姿勢、技術力、コミュニケーション力を評価する。	50	50	50
小計			50		
技術評価点 合計			700		
1. 価格評価					
1-2. 価格点	価格に対する評価	見積書として提出された価格に対して評価する。	300	300	300
価格評価点 合計			300		
評価点			1,000		

3 価格評価点の算出

価格評価点は、業務限度額である 145 億円の基礎点を 75 点とし、業務限度額と提案価格の差額に 5 点/億円を乗じたものを加算し、小数第二位を四捨五入して算出する。

なお、価格評価点が 300 点を超える場合は、300 点を上限とする。

$\text{価格評価点 (300 点満点)} = \text{基礎点 (75 点)} + (145 \text{ 億円} - \text{提案価格}) \times 5 \text{ 点/億円}$

<価格評価点の算出例>

項 目	Aグループ	Bグループ	Cグループ
提案価格	145 億円	130 億円	125.5 億円
価格 評価点	$75 \text{ 点} + (145 \text{ 億円} - 145 \text{ 億円}) \times 5 \text{ 点/億円}$ =75 点	$75 \text{ 点} + (145 \text{ 億円} - 130 \text{ 億円}) \times 5 \text{ 点/億円}$ =150 点	$75 \text{ 点} + (145 \text{ 億円} - 125.5 \text{ 億円}) \times 5 \text{ 点/億円}$ =172.5 点

4 総合評価点の算出

各応募者の技術評価点と価格評価点の合計点数を「総合評価点」として算出する。総合評価点は、以下の算出式により算出する。

$\text{総合評価点 (1,000 点満点)} = \text{技術評価点 (700 点満点)} + \text{価格評価点 (300 点満点)}$
--

第6 プレゼンテーション及びヒアリング

1 タイムスケジュール（予定）

- ① 準備（10分）
- ② 注意事項の説明（5分）
- ③ プレゼンテーション（45分以内）
- ④ 質疑応答（30分）

2 留意事項等

- 出席人数は6名以内とする。
- プレゼンテーション・質疑応答は、代表企業から専任される統括責任者、設計業務における管理技術者又は照査技術者、建設業務における各工種の監理技術者又は主任技術者の中から、1名又は複数名での対応を認めるものとし、プレゼンテーション全体での評価とする。
- プレゼンテーションは提出された技術提案書の内容に沿った説明を行い、制限時間を厳守すること。
- 追加、補足の資料提出は受け付けない。
- プロジェクター等を使用する場合は、事前にその旨を連絡すること。スクリーンは当方で用意するが、プロジェクター、パソコンは持参すること。
- 定められた時刻に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない理由があると判断できる場合（災害等）は、委員会にて協議を行う。
- 審査結果の通知は、「様式Ⅲ－5 プロポーザル審査結果通知書」にて、応募者の代表企業に郵送及び電子メールにより通知する。
- 審査結果について説明を希望する応募者は、通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。なお、審査結果に関する異議等は受け付けない。

別紙1 定量評価について

1-1. 企業要件等に対する提案

1) 応募グループに必要な実績要件

参加要件：応募グループの少なくとも1社（代表企業又は構成企業）は、過去10年以内に、国内の水道事業に関するPPP事業（DB方式等の発注方式）において代表企業として参加した実績を有すること。

評価区分	得点化方法	評価基準
A評価	配点×1.00	応募グループのうち代表企業及び1社以上の構成企業において、参加要件を有している
B評価	配点×0.75	応募グループのうち代表企業において、参加要件を有している
C評価	配点×0.50	応募グループのうち複数社の構成企業において、参加要件を有している
D評価	配点×0.25	応募グループのうち構成企業1社のみ、参加要件を有している

2) 設計業務に携わる企業の工事实績

参加要件：設計業務に携わる企業は、次の要件（評価要件のみ抜粋）を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- 過去10年以内に、国内において、施設能力10,000 m³/日以上を有する浄水場の詳細設計（新設又は更新とし、耐震補強は含まない）実績を有すること（設計施工一括発注の場合は、設計業務が完了していることが証明出来ればよいものとする。）。

評価区分	得点化方法	評価基準
A評価	配点×1.00	施設能力17,800 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の詳細設計実績を有している
B評価	配点×0.75	施設能力10,000 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の詳細設計実績を有している
C評価	配点×0.50	施設能力17,800 m ³ /日以上を有する浄水場（浄水場主要施設を対象）の詳細設計実績を有している
D評価	配点×0.25	施設能力10,000 m ³ /日以上を有する浄水場（浄水場主要施設を対象）の詳細設計実績を有している

※浄水場主要施設とは、沈殿池、ろ過池等の浄水処理施設の根幹となる施設とする。

3) 建設工事（土木工事）に携わる企業の工事实績

参加要件：建設工事に携わる企業（土木工事）は、次の要件を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社が次の要件（評価項目のみ抜粋）をすべて満たすこととし、その他の企業についても地元企業は総合点数を、市外業者は経営事項審査の点数（P 点）を満たすこと。

- 過去 10 年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の土木工事（主要な浄水場構造物の新設又は更新）を施工し、引き渡した実績を有すること（土木工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成企業として出資比率が 20%以上であるものに限る。）。

評価区分	得点化方法	評価基準
A 評価	配点×1.00	施設能力 17,800 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の土木工事を施工し、引き渡した実績を有している
B 評価	配点×0.75	施設能力 10,000 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の土木工事を施工し、引き渡した実績を有している
C 評価	配点×0.50	施設能力 17,800 m ³ /日以上を有する浄水場（主要浄水場構造物を対象）の土木工事を施工し、引き渡した実績を有している
D 評価	配点×0.25	施設能力 10,000 m ³ /日以上を有する浄水場（主要浄水場構造物を対象）の土木工事を施工し、引き渡した実績を有している

※主要浄水場構造物とは、沈殿池、ろ過池、浄水池等の浄水場の根幹となる構造物とする。

4) 建設工事（機械設備工事）に携わる企業の工事实績

参加要件：建設工事に携わる企業（機械設備工事）は、次の要件を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社が次の要件（評価項目のみ抜粋）をすべて満たすこととし、その他の企業についても地元企業は総合点数を、市外業者は経営事項審査の点数（P 点）を満たすこと。

- 過去 10 年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の機械設備工事（主要な浄水処理設備の新設又は全面更新）を施工し、引き渡した実績を有すること（機械設備工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成企業として出資比率が 20%以上であるものに限る。）。

評価区分	得点化方法	評価基準
A評価	配点×1.00	施設能力 17,800 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の機械設備工事を施工し、引き渡した実績を有している
B評価	配点×0.75	施設能力 10,000 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の機械設備工事を施工し、引き渡した実績を有している
C評価	配点×0.50	施設能力 17,800 m ³ /日以上を有する浄水場（主要浄水処理設備を対象）の機械設備工事を施工し、引き渡した実績を有している
D評価	配点×0.25	施設能力 10,000 m ³ /日以上を有する浄水場（主要浄水処理設備を対象）の機械設備工事を施工し、引き渡した実績を有している

※主要浄水処理設備とは、前処理設備、沈殿池付帯設備、ろ過池付帯設備等の浄水処理工程の根幹となる設備とする。

5) 建設工事（電気工事）に携わる企業の工事实績

参加要件：建設工事に携わる企業（電気工事）は、次の要件を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社が次の要件（評価項目のみ抜粋）をすべて満たすこととし、その他の企業についても地元企業は総合点数を、市外業者は経営事項審査の点数（P点）を満たすこと。

- 過去10年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の電気工事（浄水場の集中監視及び計装設備一式等の新設又は全面更新）を施工し、引き渡した実績を有すること。（電気工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成企業として出資比率が20%以上であるものに限る。）。

評価区分	得点化方法	評価基準
A評価	配点×1.00	施設能力 17,800 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の電気工事を施工し、引き渡した実績を有している
B評価	配点×0.75	施設能力 10,000 m ³ /日以上を有する浄水場一式（浄水場全施設を対象）の電気工事を施工し、引き渡した実績を有している
C評価	配点×0.50	施設能力 17,800 m ³ /日以上を有する浄水場（主要電気計装設備を対象）の電気工事を施工し、引き渡した実績を有している
D評価	配点×0.25	施設能力 10,000 m ³ /日以上を有する浄水場（主要電気計装設備を対象）の電気工事を施工し、引き渡した実績を有している

※主要電気計装設備とは、監視制御設備、受変電設備等の浄水場の根幹となる電気設備とする。

6) 地域貢献に対する提案

地元企業の参画（構成企業）及び請負金額等について評価する。

評価区分	得点化方法	評価基準
A評価	配点×1.00	地元企業の参画があり、少なくとも1社の請負金額の割合が当該工種の提案金額に対して20%以上となっている
C評価	配点×0.50	地元企業が構成企業として参画している
D評価	配点×0.00	地元企業が構成企業として参画していない